

2020.3.23

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報 No 6

3月19日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」では、現状の情報分析とともに、政府及び地方自治体に対し提言を、国民の皆様及び事業者の方々に対しお願いをするという取りまとめが行われました。

翌20日に開催された第21回新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍総理から、前日に開催された専門家会議の提言を踏まえ、今後の政府の方針等が示されました。

以上2点について情報提供致します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は実体経済にも大きな影響を与えており、政府は関係者からヒアリングをするとともに、緊急経済対策を4月にも取りまとめるとされています。

食品産業センターでは、会員企業・団体の方々から寄せられた情報をもとに別添のような要望を3月11日、18日には自由民主党の対策本部等において、19日には公明党の対策本部において、それぞれ理事長から説明しているところですので、併せて情報提供致します。なお、今後、世界的に感染が拡大し、長期化することも想定されますので、具体的な課題、要望などがあれば、事務局あてに提供頂くようお願いいたします。

- 1 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)  
新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は3月19日に以下のURLのような状況分析・提言をとりまとめました。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>)

Ⅲの提言等のうち、特に事業者に関連のある16頁の(9)大規模イベント等の取扱いについて、17頁の(9)((10)の誤りと思われます。)事業者の皆様へのお願いと別添資料を添付しますので、参考にして下さい。(別紙1)

- 2 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部（2020年3月20日）  
対策本部での総理発言（以下のURL）のポイントは次の通りです。  
([https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202003/20corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/20corona.html))  
専門家の見解を踏まえた政府の方針について抜粋
- (ア) 感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策の抜本的な強化や医療提供体制の整備に全力を挙げて取り組む
  - (イ) 国民の皆様には、換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が重なる場を避ける行動をお願いする
  - (ウ) 提言を踏まえ、新学期を迎える学校の再開に向けて、具体的な方針を文部科学省ができる限り早急に取りまとめる
  - (エ) 大規模イベント等の開催については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められるとの専門家会議の見解と別添の例も参考にし、引き続き感染拡大の防止に十分留意すること
- 3 緊急経済対策関係与党ヒアリングでの要望事項等について  
3月11日、18日の自由民主党の対策本部等と19日の公明党の対策本部でのヒアリングにあたり、食品産業センターが提出した資料は別紙2の通りです。

**【本件のお問合せ先】**

企画調査部 武石 ([takeishi@shokusan.or.jp](mailto:takeishi@shokusan.or.jp) 03-3224-2365)  
橋本 ([hashimoto@shokusan.or.jp](mailto:hashimoto@shokusan.or.jp) 03-3224-2368)  
池田 ([ikedada@shokusan.or.jp](mailto:ikedada@shokusan.or.jp) 03-3224-2379)

**【国への要望の送信先】**

メールの場合: [jfia-kikaku@shokusan.or.jp](mailto:jfia-kikaku@shokusan.or.jp)  
FAXの場合: 03-3224-2398

## (別紙1)

### (9) 大規模イベント等の取扱いについて

2月26日に政府が要請した、全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定をできる状況にはないと考えていますが、専門家会議としては、以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います。

全国規模の大規模イベント等については、

- ①多くの人が一堂に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと（例：海外の宗教行事等）
- ②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること  
（例：札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること）
- ③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性  
（例：大阪のライブハウス事案（16都道府県に伝播））
- ④上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないことなどの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起これば全国的な感染拡大に繋がると懸念されます。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には以下①～③などを十分注意して行っていただきたい。

しかし、そうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要があると考えています。

また仮にこうした対策を行っていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要です。

- ①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、
- ②密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、
- ③感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力などへの対応を講ずることが求められます。

（別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」参照）

## (9) 事業者の皆様へのお願い

以下の事項に留意して、多様な働き方で働く方も含めて、従業員の感染予防に努めてください。

- ・労働者が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- ・テレワークや時差通勤の活用推進
- ・お子さんの学校が学級閉鎖になった際に、保護者である労働者が休みやすいように配慮
- ・感染拡大防止の観点から、イベント開催の必要性を改めて検討
- ・別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」の2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避のための取組に準じて、従業員の集団感染の予防にも十分留意してください。
- ・海外出張で帰国した場合には、2週間は職員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう職員への周知徹底をしてください。

## 別添

### 【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

#### 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

#### 2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的  
に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に  
時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

#### 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連  
絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を  
確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合に  
は、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

#### 4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供す  
る等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

(別紙2)

## 新型コロナウイルス感染症による影響について

一般財団法人食品産業センター

### 1. 新型コロナウイルス感染症の影響について

#### (1) 販売面への影響

- ① 一斉休校、イベント自粛等により給食、外食仕向けの業務用需要や卒業式や祝事、彼岸の仏教行事等の中止、縮小による和菓子等引き出物向けの注文品の需要が減少している。
- ② 菓子をはじめインバウンドの需要が減少している。また、中国向けの輸出が減少している。
- ③ 即席麺、冷凍食品など家庭内消費の増加がみられるが、生産と在庫の状況から供給不足になることはない。

#### (2) 供給面への影響

- ① 中国産原料を使用した加工食品の製造については、一定期間の在庫があることなどから、製品の製造に大きな影響はない。中国からの原料供給が長期的に滞る場合には、原料が不足する可能性がある。
- ② 中国国内の工場では従業員が確保できずに稼働率が低下しており、状況が改善しなければ、中国で製造して輸入している製品の供給に支障がでる可能性がある。
- ③ 食品工場の労働力については、一斉休校の実施に伴い一部のパート社員が出勤できなくなっている。

### 2. 要望について

#### (1) 経営を継続していけるような総合的な対策の実施

中国及び韓国からの入国制限の実施、イベントの自粛など新型コロナウイルス感染症対策の終了時期等不透明な要素が多く、今後、経営への打撃が拡大してくることが見込まれる。

食品産業への影響の拡がりに応じて、既に講じられている対策に加えて、資金繰りの確保、売り上げの減少等に対する対策を充実していただきたい。その際、食品産業の99%を占める中小の事業者でも利用できるような簡素

な手続きとするとともに、対策の周知に努めていただきたい。

一斉休校が発表された時点で、3月分の学校給食用食材を製造し在庫となっているものなどもあることから、学校給食の休止に伴う経済的な損失への対策をお願いしたい。

#### (2) マスク、消毒用アルコール等の確保について

食品工場で製造に従事する者については、食中毒予防の観点から検温、手洗いや消毒用アルコールによる手指消毒、マスクの常時着用等が必須となっており、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点からも、これらの取り組みを徹底・強化している。

マスク、消毒用アルコール等の衛生資材が不足しており、それらの不足により食料供給できないといったことにならないよう、衛生資材を必ず必要とする食品工場に必要な量が確保されるようにしていただきたい。

#### (3) 操業再開の手順の明示と風評被害の防止

新型コロナウイルスの感染者が食品工場において発生した場合に、操業再開に向けて事業者が実施すべき手順を明示するとともに、保健所によって対応が異ならないようご指導をお願いしたい。

食品工場で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、消費者、流通業者において過度な買い控えや廃棄、製造業者への回収の要請などが行われないう、食品を介して感染した事例は報告されていないことなどを改めて訴求するとともに、関係する事業者への働きかけをお願いしたい。

#### (4) 食品表示基準の弾力的な運用について

加工食品の原料原産地を「中国」と表示している一部の商品について、中国産原料の輸入が一時停滞したことから、消費者庁及び農林水産省から、表示と実際の産地が異なっても、商品の原料原産地に関する適切な情報伝達が行われていれば、取り締まりを行わない旨の通知を発出していただいている。

今後、国内の感染拡大により、一部工場の操業が困難になり、他の工場で生産した製品に操業していない工場を製造地として表示することが必要な場合も考えられることから、輸入原料原産地以外の食品表示についても弾力的な運用を行っていただきたい。